



6 林整研第 224 号

令和 7 年 1 月 9 日

国土交通省大臣官房長 殿

林野庁長官

令和 7 年全国山火事予防運動の実施について

林野火災の予防につきましては、平素から格段の御協力をいただき感謝申し上げます。

全国山火事予防運動については、春季全国火災予防運動の一環として、毎年の山火事発生危険期に実施しているところでありますが、令和 7 年においても、別紙「令和 7 年全国山火事予防運動実施要綱」により実施することとしましたので、一層の御協力をお願いいたします。

なお、観光庁長官・気象庁長官・海上保安庁長官宛てには、別途協力依頼をしております。

担当：林野庁 森林整備部 研究指導課

森林保護対策室 保護企画班

電話：03-3502-1063

令和7年全国山火事予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

2 主唱

林野庁、消防庁

3 統一標語

「ふるさとの 山を守ろう 火の手から」

4 統一実施期間

令和7年3月1日から3月7日まで（消防庁等が実施する春季全国火災予防運動と同一期間）

なお、地域における山火事発生状況等を考慮した効果的な運動の推進を図るため、当該期間以外の期間を山火事予防運動の実施期間とすることを妨げない。

5 山火事予防に効果的と考えられる実施項目

(1) ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地及び作業現場の作業員、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象に次の重点事項の啓発活動を実施する。

ア 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと

イ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること

ウ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと

エ 火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること

オ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと

カ 火遊びはしないこと、また、させないこと

(2) 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗、山火事予防ポスター等の掲示やテレビ、ラジオ、有線放送、新聞、インターネット等の各種広報媒体の活用等により、入山者、地域住民等に対し山火事予防意識の高揚を図る。

(3) 火災警報発令中など、火災の発生しやすい時期には、関係機関が協力して、住宅地等に近接する森林での重点的な森林パトロールを実施するなど森林の保全管理体制の強化を図ることにより、火災の未然防止、早期発見に努める。

(4) 森林又は森林に近接している土地における火災の予防のため、農林業関係者等と消防関係者等との密接な連携の下に、初期消火を中心とする消防訓練、研修会、予防及び消火資機材等の適切な点検・管理等を実施し、地域の実情に即した予防対策を計画的に講ずるよう努める。

(5) 地域住民、農林業関係者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、これらの組織が女性（婦人）防火クラブ等のいわゆる民間防火組織と連携を図り、予防活動を行うよう要請する。